



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 53(1), 205-207
Issue Date	2002-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15140
Type	other
File Information	53(1)_p205-207.pdf



北海道大学法学会記事

〇二〇〇一年二月六日(木)午後二時半より

「人道的介入と軍事的措置について考える——リーガリズム、
平和の概念規定、正当化——」

報告者 小森 光夫

出席者 三五名

〇二〇〇一年二月三日(木)午後二時半より

「政治過程の統合と自由——政党への公的資金助成に関する憲
法学的考察——」

報告者 林 知更

出席者 三二名

本報告の内容は、「政治過程の統合と自由(二)——政党へ
の公的資金助成に関する憲法学的考察——」『国家学会雑誌』
一一五巻五・六号(二〇〇二年)に掲載される予定である。

一九九〇年代における国際的な武力紛争の特徴は、いわゆる
地域紛争が激化したことであり、しかも、それらの紛争におい
て大規模な人道法の違反や重大な人権侵害が行われ、それに対
して、国連による、或いは国連の手續に基づかない形での地域
組織や第三国による空爆を含む軍事的な措置を用いた干渉が行
われたことである。

そうした対応に対して、とりわけNATOによる空爆に対し
ては、事件当時から賛否様々な意見が述べられてきた。その中
で、この一年、それらの対応をどう位置づけるかについて、特
に人道的介入の問題について、自らの理論的基礎を明確にした
上で、国連の介入の仕組みや人道的介入の歴史という、より広
い視野に立った優れた研究が相次いで刊行された。Michael
Glennon の "Limits of Law, Prerogatives of Power", Nicholas
Wheeler の "Saving Strangers", そして新書という形ではあるが

最上敏樹の『人道的介入』などである。これらの研究に興味深いのは、単に結論としての意見の違いというより、現象をどう見て位置づけるかということの違いが、その理論や概念規定の仕方の違いによって鮮明に表れていることである。本報告は、主に以上の三つの研究の特徴と問題点を、副題に述べたキーワードに結びつけて整理しながら、地域の武力紛争への介入における軍事的措置の扱い、とりわけボスニアとコソボの紛争における空爆の評価をめぐる議論にとつて、何が重要な考慮要因になるかを示そうとしたものである。以下にその要点のみを簡潔に述べる。

国連憲章は、領土保全および政治的独立を損なう武力の行使および武力の威嚇を禁止するとともに、紛争の平和的解決の制度を規定した。しかしその制度は、国家間競争としての武力の行使を想定したもので、他方で、一国内の武力の行使については、二条七項に規定するように、内政不干渉原則が原則として適用される問題として位置づけ、国連の介入を制約する制度化を図った。ところが、第二次大戦後の武力紛争の多くは、国内紛争に端を発した武力の行使が大規模化したものであったために、憲章の規定の適用に基づき国連の対応が、事態の解決にとつて適切であるかという問題が生じた。国連は、その問題に、P

KOなど憲章の規定にない方式を採用することにより対処してきたが、その対応が限界に達したのがユーゴ問題であり、結果としてのNATOによる空爆であった。特に、NATOの空爆は、国内の大規模な人道法違反、重大な人権侵害から住民を保護する人道的干渉として行われたため、人道的な保護のための空爆は国際法上認められるかという問題が、議論の主たる争点になったが、コソボの場合は、国連の安保理決議による承認がなかったために、決議に基づかない武力の介入が、人道目的であつても合法かが争点となった。

コソボの問題については、賛否それぞれに多岐に分かれる。先の三つの著書では、リーガリストのグレノンは、結果についてはやむを得ないとして容認するが、事態は憲章の適用を越える正義の問題、従つて政治領域の問題であつて、この対応を制度の問題として位置づけるためには、憲章変更の立法手続が必要であるとする。それに対し平和主義の立場から武力の役割を否定的に捉える最上は、武力行使の禁止を絶対的な原則と位置づけると同時に、人道的介入は被害者の保護にこそ主目的があり、加害国への制裁として行われるべきではない。また介入がもし国際法の権利として主張されるとすれば、それは救援権として概念化することが望ましいと論ずる。他方、国際政治学者

ウィーラーは、地域紛争への介入における介入正当化の議論を、個別の紛争の過程に照らして分析しながら、コンボにおいては、国連の決議がなくとも武力による介入に正当性があつたことを論ずる。

報告者の立場は、ウィーラーと同じであるが、それは次の要因に基づく。第一は、二〇世紀における武力行使の犠牲者は、国家間戦争で三七〇〇万人、政府による市民の殺害で一億七千万人というエコノミスト誌の統計からすれば、国家間戦争を想定した武力の禁止原則を絶対化し、それを地域紛争に当てはめること自体の妥当が問われていること。第二は、国連の手続は、決議の採択が重視されるため、紛争の処理の点で効果を持たず、逆に事態を悪化させることがあること。第三に、人道的介入の理由は不干渉原則の制約を回避するためであり、従って、その主目的は被害者の保護以上に、被害の発生を防止することに置かれるべきことである。以上が報告の主旨である。